

移動等円滑化評価会議の設置について

平成31年2月26日
国土交通省

1 組織

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第4条第1項及び第52条の2に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が定期的に、移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。
- (2) 評価会議に、移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員等の委嘱

委員及び臨時委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、国土交通大臣が委嘱する。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

4 座長

- (1) 会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 分科会

- (1) 評価会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- (4) 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 庶務

評価会議の庶務は、国土交通省総合政策局安心生活政策課において総括し、及び処理する。

7 雑則

前各項に定めるもののほか、評価会議及の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

【参照条文】

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

＜国に関する規定＞

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

＜市町村に関する規定＞

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

○移動等円滑化の促進に関する基本方針（抄）

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。